

# 議会運営委員会報告書

令和4年11月10日

備前市議会議長 守井秀龍 様

委員長 尾川直行

令和4年11月10日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

## 記

案 件	調査結果	備 考
1 議会の会議規則、委員会に関する条例等についての調査研究 ① 備前市議会の個人情報保護に関する条例の制定について	継続調査	—
2 議会の運営に関する事項についての調査研究 ① 委員会行政視察について	継続調査	—
3 議長の諮問に関する事項についての調査研究 ① 議会行事について (1) 議員研修会について (2) 図書館整備における研修会について (3) 監査に関する研修会について ② 全国伝統工芸品振興市議会協議会への加入について ③ 行事予定等	継続調査	—



## 議会運営委員会記録

招集日時	令和4年11月10日（木）		午前9時30分	
開議・閉議	午前9時30分	開会 ～	午前11時14分	閉会
場所・形態	委員会室	閉会中の開催		
出席委員	委員長	尾川直行	副委員長	奥道光人
	委員	中西裕康		土器 豊
		西上徳一		石原和人
欠席委員		なし		
遅参委員		なし		
早退委員		なし		
列席者等	議長	守井秀龍	副議長	森本洋子
傍聴者	議員	なし		
	報道	なし		
	一般	なし		
説明員	議会事務局長	石村享平	議会事務局次長	大西健夫
	議事係長	青木弘行	議事係主任	楠戸祐介
審査記録	次のとおり			

## 午前9時30分 開会

○尾川委員長 皆さん、おはようございます。出席は6名です。定足数に達しております。

ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

それでは、レジュメに従って進めさせていただきます。

まず1番目に、議会の会議規則、委員会に関する条例等についての調査研究ということについて、大西次長。

○大西議会事務局次長 それでは、議会の個人情報保護について、前回の概要説明から3か月弱たち、少し時間が開いておりますので、再度要点のみ説明させていただけたらと思います。

令和4年4月の全国市議会議長会の新個人情報保護法施行に伴う対応についてという資料を御覧ください。

1 ページの個人情報保護制度の見直しの全体像ということで改めて説明させていただきます。

現行のところですが、個人情報保護制度、図にありますとおり、所管が総務省、個人情報保護委員会、各地方公共団体と3つに分かれておりまして、法も条例も分かれ、ばらばらとして分かれておりました。それが右側の見直し後の図になりますが、今回の見直しによりまして個人情報保護委員会が所管する新たな個人情報保護法に統一されることになりまして、全国共通のルールで適用されることになりました。

個人情報保護委員会というのは、国の独立行政機関でございます。今後は、公的部門、民間部門を含め、一元的にこの組織が個人情報保護制度については監視、監督するということでございます。そのことによりまして、定義とか運用もほぼ統一されていくという流れになります。

2 ページの改正の概要を御覧ください。

法改正の趣旨が記載されております。

詳細については後ほど御参照いただきたいと思いますと思いますが、先ほど申し上げましたとおり、自治体には法律の共通ルールが直接適用になるということでございます。

3 ページを御覧ください。

では、地方の議会はどのような影響を受けるかということで、新しい個人情報保護法の第2条1 1項2号の抜粋が載せてありますが、御覧のとおり、地方議会は一部を除き、法における地方公共団体の機関から除かれて定義をされているというような形になっております。この理由ですけれども、その下ですが、国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合性を図るために、基本的に地方公共団体の機関から除外するという考え方でございます。

ただし、次の囲みにあるとおり、議会も地方公共団体の機関に含まれている規定がございますので、第5条の地方公共団体の責務、第12条の地方公共団体の機関が保有する個人情報の保護、第69条第2項3号の保有個人情報の利用及び提供の制限の規定となります。

これは、議会としても個人情報の適正な取扱いを確保するための必要な施策の策定や実施、そ

れから議会が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるように、必要な措置をそれぞれで講ずることを定めているというものでございます。

まとめますと、個人情報保護に対する基本的な責務は議会にもあります。法の共通ルールからの適用は除外されているような形ですが、責務はあるという複雑な適用関係に置かれているという状況になります。

4 ページを御覧ください。

議会に関するこちらの個人情報についてですけれども、現行の地方公共団体の議会に関する個人情報保護については3つのパターンが各議会であるわけですけれども、備前市は①番、当該地方公共団体の個人情報保護条例において実施機関として規定されているというのが今の備前市の現状でございます。

そこで、新しい保護法で議会が除外されたことに対して、議会がどのように対応すべきかということで矢印の下の囲みのおり、今回の法改正に係る国の報告にも、ほとんどの団体で議会は個人情報の保護に関する条例等の対象とされており、引き続き条例等により共通ルールに沿った自立的な措置を講ずることが望まれるものであるというような記載の仕方になっております。

今回こうした経緯を受けまして、8月の議会運営委員会におきまして備前市議会においても関係条例を制定するというところまで取決めをしていただいております。

次のページを御覧ください。

こちら、情報公開制度と個人情報保護制度を混同される方もいらっしゃいますので、改めて確認ですけれども、まず情報公開制度は議会が保有する公文書等の情報を第三者が開示請求することを定めている情報です。それに対して、今回個人情報保護制度は、議会が保有する情報、公文書の中でも個人情報の保護を狙いとしているものでございます。

情報公開制度における公文書の開示請求は誰でも可能ですが、個人情報の部分は、原則として不開示情報という形に情報公開制度上ではなりません。たとえ開示請求した本人に係る情報が公文書に記載されていても、個人名等が記載された部分は黒塗りとかになって公開されることになっております。黒塗りにされた個人情報については、個人情報保護条例に基づき、当該個人情報の本人が請求すれば、今後開示されるという形になります。

ですので、この2つの情報公開制度と個人情報保護制度の関係は、密接に表と裏の関係、相互に密接、補完する制度という形になっております。

今回の法改正によりまして、個人情報保護については、執行機関、市の執行部は条例から法の適用を受けるということになりますが、情報公開制度については現行から変更されませんので、これまでどおりの情報公開制度の適用ということになります。

6 ページを御覧ください。

今回制定を目指して動いていく条例作成の基本的な考え方は、この後、条例案のほうを説明させていただきますが、左側が条例で右側が保護法という形になっておりまして、それぞれ法律に

対応する形で条例を定めるようにしております。

これは、元の法律が変わったときに、条例のほうもその法律に応じて一部改正等していくことが十分想定されますので、できるだけ法律と対応した形での条例制定が大事というのが1つ目のポイントです。

2つ目は、この条例では基本的に議会事務局が保有する個人情報を想定しているということになっており、ここがポイントですけれども、各議員が議員活動などにおいて取得した個人情報、各議員がお持ちで、それぞれの個人での活動によって取得している個人情報については今回定めようとする条例での対象ではないというところが、2つ目のポイントになります。

7ページを御確認ください。

いま一度今後のスケジュール案ですけれども、今から制定作業に入っていく形ですけれども、この後説明します条例案の中で罰則規定を設けるかどうか、設けるということになれば、検察庁協議が必要になってきます。ここに書いてあるとおり、2か月程度かかるということを考慮いたしますと、罰則を設けるかどうかというのをできればこの11月中に御判断いただきたいということでございます。

ももとの新個人情報保護法の施行予定が5年4月と聞いておりますので、執行部の関係条例は11月議会に提出される予定であるという情報をお聞きしております。市議会の関係条例は、それを受け来年2月議会において条例を可決成立させるスケジュールになると推察されます。

概要についての復習は以上です。

続いて、委員長、もしよろしければ条例案のポイントの説明だけさせていただいてよろしいでしょうか。

**○尾川委員長** この条例について概要を大西次長から説明してください。

**○大西議会事務局次長** 各条を1個ずつ説明しますと1時間とか1時間半かかってしまいますので、今回はポイントになる条例のところだけを取り出して説明させていただけたらと思います。

条例案のほうでございます。

6章で構成されておりますが、第1章は条例の総則を定めるもので、1条に目的が定められております。

2条のところで、この条例で使用される用語を定義されるものですが、1項で個人情報について定義をしております。従来定義されております個人情報から、おおむね2点について絞って定義をされております。

具体的に、1点目は、現行の個人情報保護条例では、死者の個人情報、亡くなった方の情報も個人情報として扱っていたものですが、今回の改正個人情報保護法によりまして、個人情報とは生存する個人に関する情報とされておりますので、本条例案でも同様に、生存する個人に関する情報としております。ここがポイントになります。

2ページを御覧ください。

中段に第2条の4項、こちらは保有個人情報について定めてございます。保有個人情報とは、議会の事務局の職員が職務上作成し、または取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして議会という機関が保有しているものとしております。先ほど申しましたように、議員が含まれておりませんが、これは事務局職員にかかわらず、議員単独で職務上作成された、もしくは取得する個人情報というのは議会全体としては考えにくいと。それから、議員の職務の範囲は広くかつ法令上明確ではないということで、議員が職務上作成したり、取得した個人情報を保有個人情報に含めたりすると過度な規制になるおそれがあるということで、議員個人で取得された情報というのは除外されていると、今回定める条例には含めないということが、ここで定義をされております。

また、議長については、自治法の104条に基づく議会事務の統理権を有しておりまして、事務局が保有する全ての個人情報に触れる立場にあるという規定になっておりますので、議長が職務上作成したり、取得したりした個人情報も、保有個人情報に含めるべきではないかというお考えもあったようですが、1つは議長といえども議員の一員であること、それから議員の職務の範囲は先ほど申し上げたとおり法令上明確ではなくて、活動範囲が、議長の職務と明確に区別ができない場合もあり得ることから、議員と同様にこちらを除外する形になっております。

こちらのところのただし書におきまして、備前市の情報公開条例の第2条第1項2号に規定する行政文書に記録されているものに限るという規定をしておりますが、今回の法改正では、情報公開について適用はありません。ということで、先ほど説明させていただきましたとおり、情報公開条例については、これまで備前市が定めたものがそのまま適用されますということが、こちらのただし書で書かれていると、ここの4項についてはポイントになります。

続いて、3ページ、下のほうを御覧ください。

ここから第2章に入りますが、個人情報の取扱いについて定めておるものでございまして、第4条以降、そういった形で保有の制限等について、この章で定めていく形になっております。

続いて、4ページ、第6条を御覧ください。この条もポイントです。個人情報の不適正な利用禁止について、それから第7条、個人条例の適正な取得について、8条は保有個人情報の正確な確保について、それぞれ定められております。

8条までの条項につきましては、各条の主語が議会という機関になっておりますけれども、次の9条は議長となっております。ここで、この条例案における議会と議長の使い分けについて説明をさせていただきます。

改正後の個人情報保護法上は、行政のほうは、行政機関及び行政機関の長等との文言の使い分けがされておりますけれども、地方公共団体においてはどちらも地方公共団体の機関のことを意味しております。個人情報保護委員会としては、権限行使の主体や具体的義務の対象については行政機関の長、その他のものについては行政機関の用語を用いているというような状態になっておりますので、議会においても、議会と議長の使い分けにおいて基本的には同じような形で整理

しております。

簡単にまとめますと、機関として義務を課される場合は議会という表現にしております。それから、処分等の具体的な行為を、行政上の行為を行う場合は、議決による決定を要するとすると、やはり過大な手続を要しまして住民の利害にもなりませんので、議長がその行為を代表して行うというようなスタイルで、議長という表現になっております。

条例案に戻りまして、9条を見ていただきますと、議長が保有個人情報の安全管理のため必要な措置を講じなければならないということが、この9条関係で定められております。

次の10条につきましては、それを受けまして個人情報の取扱いに従事する職員や職員であった者、それに従事した経験がある者の義務について定められております。

次に、7ページを御覧ください。

下段のほうに第3章となっておりますけれども、第3章は個人情報ファイル、実際管理する対象になる情報について定めるものでございまして、これ以降、第3章においては個人情報ファイル簿の作成であるとか公表について定められております。

9ページの第4章を御覧ください。

こちらは、今度保有している個人情報の、第4章では個人情報の開示とか訂正、利用停止について定められております。

4章の中でも第1節では、開示に係る規定がこの中でどういう形で開示手続を進めていくかという内容になっております。

13ページを御覧ください。

13ページの一番下ですね、下のほうに第2節、訂正というところがございます。こちらは、開示された情報を見て訂正を申し出られる場合の規定がこちらの第2節になっております。

それから、15ページ、第3節ですけれども、今度は逆に訂正ではなく、利用の停止を求めるというものでございまして、その利用停止の請求権についてどういうふうに行使していくかということも第3節で定められております。

17ページを御覧ください。

17ページの第4節、審査請求について定めるものでございまして、44条は開示決定に係る審査請求があった際の審理員の手続に関する規定の除外とかというような、ちょっと細々したものがここに制定されるような形で内容が込められております。

それから、18ページ、第5章は雑則でございまして、ここから様々なものがありますが、47条なんかでは保有個人情報のうち、まだ分類が行われてないものとか、利用目的が大量にあって特定の保有個人情報として検索するところがまだできないような未整備の段階の情報の取扱いなどがこちらのほうに定められております。

ポイントだけ説明させていただいたわけですが、ここからが非常に大事なところでございまして、18ページの第6章、ここは罰則について、第53条から57条まで改正後の個人情報保護



法で規定される個人情報保護法の中には罰則というのがありまして、これを受けて民間の事業者、個人、それから行政の執行機関、市長部局のほうはこちらの適用を受ける、それをするための施行条例を今度の11月議会に出す予定ですけれども、まずはこれと同様に定める場合の例として一旦ここへ出ささせていただいております。罰則自体定めるか否かを含め、しっかり御判断いただいで整理させていただきたいと考えておりまして、先ほど申しましたように、定める場合は検察庁協議が必要と。ちなみに、今県内では、罰則を定める方向であるというふう聞いております議会が15市中、半分ほどと、それ以外はまだ検討中で、定めないかもしれない、今まだ議会の中で協議中という形でございます。

22日の次の議会運営委員会までには、つけるかつけないかの結論を出していただきたいと考えております。

補足しますと、条例で罰則を設けるということになりますと、初めてのことになろうかと思えます。条例で罰則を設けることはできることはできます。初めての例になるということで、御判断いただきたい点として、今後も場合によっては、今回は個人情報保護法に関する罰則ですけれども、これから条例で今後もそういうことが一つ条例の罰則例ができますと、条例で罰則をどうするかというところが出てくる可能性があるというところが1点ありますと。それから、もし設けないという御判断をされる時ですけれども、今回はここでは設けないと、後日必要があれば一部改正等追加で罰則の規定を条例の運用状況を見ながら追加でやっていくということも必要に応じては可能でございますということで、2点補足説明をさせていただいております。

罰則を入れる入れないが今回の全国市議会議長会の条例案を基にして備前市バージョンで案を作成していますが、このポイントは次回の委員会で御協議、決定をしていただけたらと思えます。

**○尾川委員長** ありがとうございます。条文は今日初めてお示しできたわけですが、先ほど概要を説明していただいて、一番が罰則について設ける、設けない、あるいは後日改定で設けていくとか、いろいろ考え方はあると思うが、今説明がありましたスケジュールを含めて条例について御質問があったらお受けいたしたいと思えます。

罰則規定を設けるとすれば、スケジュールに書いてありますように2か月程度はかかると、検察庁等との協議が必要となってくるわけで、11月22日の議運には最終決定するというところにせざるを得ない状況です。その点で皆さん方の御意見、どうするかということをお諮りしたいと思えます。

**○守井議長** 最初の全国市議会議長会の資料については前回若干お話があったと思えますが、条例案については今回初めて出てきたということで、それぞれこれを深読みしなければならぬと思えます。それには何日間か期間がかかると思えますので、取りあえずはそれぞれの会派で検討していただくことをまずは提案していただいたらいいのかなと。まず、勉強するというので、今月中ぐらいに罰則規定をどうするかということそれぞれの会派で相談していただいて、ここ

へ持ってきていただけたらと思います。

それから、委員の皆さんから、今の流れに対しての御意見をお聞きしたらどうかと思います。

**○尾川委員長** 事務局にお尋ねしますが、この条例案は委員会が済んだら各議員には配付するようになるわけですね。そして、議長が言う検討していただくということで、スケジュール的はどうなのか、11月22日に議運があるので、そのとき結論出すということで、そういうスケジュールでいいですか。

**○大西議会事務局次長** 先ほど申しましたように、罰則を設ける設けないを11月中、それから条例の中で疑義があつたり、修正等が必要であつたりとかというところ、条例を直すこと自体は12月中でも対応できると思いますので、先ほど議長からありましたとおり、各議員に配付させていただきますので、会派単位で御協議いただいて、決定をいただけたらと思います。

**○尾川委員長** そんな感じでいいわけですね。会派に持ち帰ってもらって御検討願うと。特に罰則についてスケジュール感があるということで理解して、あとについては2月定例に条例制定の提案をするわけですね、議会としては。そういうことですが、特に何かあれば、なければこれでうちは終わりたいと。

**○中西委員** 対応についてという資料については前回説明していただいて、これをどうして策定しなければいけないのかということについては一定の理解をさせていただいたものです。今回、実際の条例案を今見ただけですけども、罰則規定のところの私の意見は別として、この前段のところで、この資料の中でも出ていましたが、個人情報の保護をするところと情報開示をするところが一緒になった条例になっているので、一つは情報開示請求のところは現行とほとんど変わらないものだというふうに私は読ませてもらった。一般に、私も情報開示請求をしますと、大体文書は黒塗りのべた塗りが出てくると、あまりにも黒塗りが多いいのは、もう開示請求をしないでくれというふうに言われるのが通常のようなものだというふうに思う。そうなった場合に、もう一つ気になるのは、新しく個人情報として定められるものですね。ここでなかなか読んでいても分からないところが幾多あって、具体的な、例えば生年月日、住所、メール、電話番号とか、そういう類いのことも含めて、いろんなものが想定されると思うが、私たち備前市議会が議員の個人情報として考えていたもの、ここは各議会によってかなり差があつたものだと思う。今回そのあたりが少し統一されるのかどうなのか。

それから、コロナに罹患したという場合は、備前市議会の議会運営委員会の中で相談をしてこういう対応をしましょう。ほかの議会ではそれを明らかにする、あるいはクローズにする。いろいろ対応が違っていたわけですけど、今回、個人の個人情報とはというもので規定されてくるもの、具体例については私ももう一回きっちりお伺いしておきたいと。具体例でない、なかなかこの条例を読んだだけでは理解できないものだというふうに、今日朝ちょっと読ませてもらって思いました。その点は少し説明をいただかないと、会派に持ち帰ってしゃべれと言われても、なかなかこれはしゃべれないと思いますが、そこはどうでしょうか。

**○大西議会事務局次長** 基本的には議会事務局として、まず事務局が持っている個人情報としまして、議員本人の個人情報、これは過去の議員も含めまして、議員の個人情報関係の管理をさせていただきます。

それから、議会で陳情等申し出られた代表者の方の情報も議会で持ち合わせております。

今、東備消防の議会事務局事務の関係も含めまして、事務局のほうの洗い出しをざっとやっていますが、ファイルだけで言えば200近いファイルになります。

今回、個人情報保護の対象になるものでございますが、当然御本人が公開を御承諾いただいている部分、陳情者の方は公開オーケーですよというような部分は対象にはなりませんけれども、議員の個人の情報として事務局がファイルとかデータで持っているもの、これが個人情報保護のファイルとくくりまして取扱いを定めています。これは、議会としては今までの個人情報保護と取扱いは何ら変わりません。氏名、生年月日、住所、個別のデータの項目で言えばこういったものが記載された情報が入った文書であるとかファイルというのはそういうものに該当するようになります。

こちらを管理しております、先ほど黒塗りの話がありましたが、個人情報保護制度で言えば、この部分を開示請求できるのは、黒塗りにしたところの個人御本人、または法定代理人的な方しかその部分を開示請求はできませんというような形で、この辺の運用も今までどおりでございます。

**○中西委員** 具体的にどういったものを示すのかというのは、ちょっと示しにくいものがあるかも分かりませんが、どういうものがあるのか、事務局が持っているファイルとか、どういうものを差すのか、そのあたりはちょっと僕らもどんなものかなという気はしている。具体的にそういうのが何か分からないと、この文書を読んだだけではなかなか理解できないというのがこの個人情報のところの当たるところですけど。

**○守井議長** ちょっと補足で、要するに、情報公開法が今あって、個人情報の保護の規定が今全ての議会のいわゆる個人情報というものは全体の個人情報法の中で規定されておったものが、今回の法律改正によってそれが除外される。除外されることによって、除外されないように新たに条例をつくってそれを補完するという意味合いになると思うので、実際の運用自体は今までやっていた情報公開法とほとんど変わらない運用になるという考え方が基本ではないかと私は感じておるが、もし違っておれば補完していただいたら。

**○大西議会事務局次長** 先ほど議長から御説明があったのが今回の適用の運用のところ、具体的なファイルとしましては、議員から事務局へお届けいただいている個人情報の関係で、議員の名簿とか、共済、年金関係の支給データとか、分かりやすく言えばそういったものがまず一つの例になるかと思えます。それ以外の氏名、住所、生年月日、そういったものが記載されたファイルというのが、先ほどちょっと例に挙げました陳情とか情報公開請求の関係で出てきた名前であるとか、こういったのは個人情報が入っているファイル、データということで、こちらで保有し

ているファイルで管理していますというところの中に入ってくるものでございます。

○中西委員 もう一つ、罰則規定を設ける理由ですが、これは議会の個人情報に関する条例、つまりこの罰則規定は議会事務局の職員に関わるようになるというふうに理解をするが、地方公共団体、つまり市の執行部に属する職員についてはこの罰則規定はあると、しかし議会事務局についてはこれまでなかったということでしょうか。

○大西議会事務局次長 いえ、今までは議会も執行機関の中の一機関として個人情報保護法の適用の関係を受けておりましたので、現状は受けております。ここで法律が新しくなったときに、先ほど説明しましたとおり、議会が運用の適用除外を受けましたので、今は罰則の適用は4月からは条例で定めなければ特段ないという状態になりますというところで、議会のほうでも罰則の条項を盛り込んだほうがいいのではないかというのが全国市議会議長会の条例案の中で罰則規定が盛り込まれている理由と推察しております。

あとはもうこれを先ほど申しましたとおり、備前市の議会として罰則規定を設けるかどうかという判断はそれぞれの議会で行ってくださいというのが、市議会議長会の事務局の説明でございました。

○中西委員 もう一つ、罰則の金額とか、あるいは処分ですよ、これはいわゆる地方公共団体、一般行政職なんかの金額と同じように合わせているわけですか。

○大西議会事務局次長 これはもう法律と同じ量刑という形になっておると思います。

それから、適用範囲の話、先ほどございましたけれども、議会、議会の事務局職員、それから場合によっては、様々な事業委託というのを議会事務局から出したときに、個人情報が含まれるような情報であれば、委託先、受注先の法人等、そういったところもこの適用を受けるようになるかと思えます。

○中西委員 その委託先とか、よくありますよね、情報漏えいだとか、それはこの罰則規定のどこに当たるのでしょうか。

○大西議会事務局次長 例えば、7ページの第15条の中段に5項がございます。こちら仮名加工情報の取扱いの委託というような場合が発生した場合、もし委託を受けた場合に受託した業務を行う場合についても準用すると、こういった規定が必要に応じて委託が想定されているようなところには入っていると思われま。

○尾川委員長 ほかに御質問等ありませんか。

○奥道副委員長 先ほどの罰則の規定ですが、これ実際には最高刑の通知が並べられていると思う。例えば、1年以下の懲役と、その次の50万円以下の罰金という、ここらも含めて我々検討するということですか。例えば、いや50万円はきつい、30万円がいいのではないかとか、そういうことですか。

○大西議会事務局次長 難しいところですが、本来を言えばそれぞれの議会で量刑も含めて条例の中で定めるものなので、そこら辺も本来は協議の対象になるかなと思えますが、今回のこの件

につきましては、元の法律が定めて、それと同等の量刑でということで、それをそのままこちらに持ってきておるといふことで、市議会議長会事務局からは説明を受けております。ですので、それは自由に設定できるということですが、もしするということになったらそこについてはまた深い協議が必要になってくると思います。

**○守井議長** 補足だけど、そういう意味で検察庁と協議しなければならないということになっていると思う。それぞれの自治体で量刑が違うようなことであれば、その条例自体にそんなに差があつていいのかというような問題点が必ず出てくると思う。そういった意味で、検察庁と協議しなければならないというような、私の考えですけど、まあそういうことだと思つたが、違つておれば検討していただけたらと思います。

**○奥道副委員長** 分かりました。100万円か150万円にするということは実際法律上できないので、これ一番厳しい数字なので、それをわざわざ当てているのかなと。だったらそこまで当てる必要があるのかな、ないのかなというところまで考えるのかなと。でも、今議長おっしゃつたとおり、議会によってばらばらでもいけないというのも確かにそうだと思います。

**○尾川委員長** ほかに御意見ございませんか。

**○石原委員** 罰則のところ、条例による罰則規定で、例えばですけど、ポイ捨てなんかしたときに何千円かの、あれはたしか過料とかというふうには、ここにも57条にありますけれども、条例で前科前歴がつくわけですか、罰金となれば、条例でもって罰金までという重き規定というのかというのが、勉強不足で、そういう条例もあつたりするわけですか。

**○大西議会事務局次長** 備前市では見かけないと思いますが、他市、都市部のポイ捨て条例の例がありましたけれども、そういったところを条例で適用される場合、法律に特段の定めがあれば、まずそれを超えてはならないというのは当然あると思いますが、法律に定めのない部分を条例で独自に設けるといふことは可能、例えば市長部局でそういったものをやろうとすれば、同じような形で条例の中に盛り込んで、当然刑罰、運用についての執行協議といふのは同じような形で検察庁と協議した上でオーケーといふのをもらわないとできないかと推察しております。

**○石原委員** 調べてみたりもすればいいでしょうけど、例えば、当然法に規定されておれば法に基づいて処罰を受けるところで、法規定のないところをこういう形で各自治体の条例でもって規定をして、そこで罰則はじゃあどうしましょうかといふところでしょうけど、法に規定されないところの部分をこういう形で条例をこしらえて、なおかつ罰則規定といふような条例が、例えば何かあるのか、どういうものがあるのか。罰則の規定はどうなのかな、条例でもっての罰則規定、何か起きたときのその後の対応といふところを、ちょっと。

**○大西議会事務局次長** すみません、一般的な知見で申し訳ないですけど、例えば青少年の保護条例であれば、それぞれの県とか自治体によって、例えば何時以降出てはいけませんと、条例違反ですよといふようなところも定められておるところがあるかと思つた。これは法律違反ですよといふ警察が取締りをするのではなくて、条例に違反しているからといふことで、通知を受けて

適用されている事例の一つかなというふうには考えておりますので、量刑はちょっと分からないところではありますが、条例でこういうことはしてはいけませんという取締りのなところ、それについて罰則の適用を幾らとかというのは幾らか考えられるところかなと思っております。

○尾川委員長 よろしいですか。ちょっと法律論みたいな話になっていますが。

○奥道副委員長 先ほど私、法律で定められているとさらっと言いました。要するに、地方自治法の第14条にきちんとこれが規定されているその金額ですから、それで若干、それでもなおかつ緩めてもいいのかなというようなことで、先ほど聞いたわけですけど、ちょっとその辺のところ、またさっき伺ったとおりなので、ちょっと会派で考えていきたいと思います。

○尾川委員長 ほかにほかにございませんか。

なければ、1の議会の会議規則、委員会に関する条例等についての調査研究は、それでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会派持ち帰りで22日の議運である程度の結論を出すということにしたいと思います。

それでは、次に参ります。

2の議会の運営に関する事項についての調査研究ということで、①で委員会行政視察について、事務局から何かあれば。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

この委員会行政視察について、前回は何か動きが出だしたので少し考えてもいいのではないかなという御意見もあったような記憶がありますが、そろそろ年度もエンド近くになってきますので、やるとすればもうそろそろ準備もやっていかないといけないと思いますので、議会運営委員会の行政視察について、どう取り扱うか皆さんの御意見をお願いいたします。

○西上委員 先日の厚生文教委員会では、コロナ禍の中での行政視察はいかなるものか、第8波が近寄る中でいかなるものかということで、各種団体等と意見交換会をやるような代替案になりましたけど、私は全く同じ方法がよいとは思っておりません。せっかく受入れを再開したわけですから、日帰り等々検討しながら、可能な範囲で、もし行ければ行ってもいいのかなと思っています。

○尾川委員長 ほかに御意見ございませんか。

今日は行政視察についてどうするかという方向性を定めないと、準備もあるでしょうから、今日結論を出していきたいと思っておりますが、ほかの方、御意見ありませんか。

○中西委員 先般の厚生文教委員会の中で、所管の担当課から、コロナの感染状況についての報告がありました。マスコミでも言われているように、専門委員会、あるいは全国知事会等の御意見を含めて、第8波に入る可能性が大きいと、これから11月末、あるいは12月、AIの予想ですと1月の半ばというふうなものが出ていましたが、感染の拡大のおそれのある中に行政視察を持っていくのはどうかなという思いはあります。

ただ、行政視察のやり方については、いろいろなやり方もあると思いますし、あるいはオンラインで結ぶものがあるかも知れませんが、そのやり方についてはやぶさかではありませんけれども、これから感染拡大、第8波に向かっていくということを念頭に置いたことを考えておく必要があると思います。

○尾川委員長 ほかの方、何か御意見ございませんか。

○石原委員 もう時期も時期ですし、もし行くとすれば1月、2月あたりでしょうけれども、コロナの状況だけは本当に予見も難しいですけれども、来週ですか、図書委員会で رفتりもしますが、西上委員が言われた可能であれば宿泊を伴わないような形も、行動制限等がかからないような状況であればそういうことも考えていくところではあるのかなと。しかし、先方との調整もありましょうから、なかなか悠長なことも言っておれませんが。もし1月、2月あたりで行くとすれば、最低限いつ頃までにぐらいですか。

○青木議事係長 1月、2月になろうかと思しますので、早いことにこしたことはないと思いますが、いつまでにとというのは、先方のことがありますので、はっきりとは申し上げにくいところですが、12月中旬ぐらいまでには必要なのかなと。ただ、今委員言われましたように、日帰りであれば、宿泊を伴わないのでホテルを予約するというものもないので、まだその辺は大丈夫かなと思いますが、12月の早めには決めていただければと思います。

○尾川委員長 やる方向で考えるなら、日帰りだったら、状況が変わった、都合が悪くなったと相手にやめたとさえいっていいわけでしょう。中西委員からあったように、オンラインも一つの方法だと思う。日帰りでやってみて、状況に大きな変化があったら、事情変更の原則だからやめたと、向こうも了解すると思うけどな。

今他市の視察とか受入れとかどういう状況になっているのかな、この間情報をもらった気がするが、その後の変化は特にないですか。

○大西議会事務局次長 県内の自治体は、前回の御報告からあまり大きな動きはないと思います。備前市のほうも受入れも再開しておりまして、先日1団体、来週1団体ということで、この秋には2団体の行政視察の受入れの予約を受けております。

○尾川委員長 オンラインというのはないのかな。

○大西議会事務局次長 オンラインの申入れは今のところございません。

○尾川委員長 はい、そんな状況です。

○中西委員 厚生文教委員会とか総務産業委員会の視察と、この議会運営委員会の視察は少し違うと思うわけです。相手の職員、担当課を相手するものとは違って、ここは議運ですから、やっぱり相手も議運あるいは議会事務局になってきますので、そういう意味でこの点が一つ違うと。そういう意味では小回りを利かせて、例えばの話ですけど、県内の笠岡、井原がたしか林先生が少し関わっていたところでしたかね、そういうところの議運と議会改革について少し懇談をするとか、県内であれば日帰りで行って帰ってこられるし、もし感染拡大が広がるような状況になれ

ば中止ということも小回りが利く可能性があるのかなど。他府県で1泊2日ということになると、感染拡大が広がったときに事務局のほうも大変ですし、相手も大変というところで、少し考えることはできないものかなとは思いますが。

○尾川委員長 ほかには御意見ありませんか。

○奥道副委員長 中西委員のおっしゃるとおりだと、そこら辺のところ、小回りの利くというのが一番対応しやすいのかなと思います。

笠岡、井原という案を委員されましたけど、どこがいいかというのはまだ判断つきかねますけれども、そういう形で、あちらにお願いしてみるというのはいいのかなという気はします。まして行けるとすればですけど、日帰りというのが一番いいかなと。

○尾川委員長 土器委員、意見どんなです。

○土器委員 私は1泊で行ってもいいという考えはしているが、行ってもいいのではなかろうかなという考えです。

○尾川委員長 はい、分かりました。

一応御意見、大体何かなし雰囲気として分かるので、事務局とちょっと詰めた話をしてみて、また皆さん方に相談させてもらって、委員長と副委員長で、決めるというわけではないですけど、案を出してみたいと思いますが、それでよろしいですか。雰囲気としたら、制約がありながら何らかの形で実施したほうがいいのかというふうにお聞きしたので、そういう方向で、無理しない程度でやっていきたいと思うので、その点御理解をお願いしたい。それでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

次、3、議長の諮問に関する事項についての調査研究で、①で議会行事について、(1)議員研修会について説明を、大西次長。

○大西議会事務局次長 それでは、明日になります議員研修会、「議会基本条例の意義と運用について」という議題で日本大学法学部の林教授、4月から教授になられたそうです。教授にお願いをしまして、明日の午後1時半から議場で研修会を行わせていただく予定です。

対象は全議員ということで、司会の進行を議運の尾川委員長にお願いをしたいと考えております。それから、御挨拶、開会は議長、閉会の御挨拶を副議長にお願いをしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○尾川委員長 そういうことで、これはよろしいですか。ほかに何か御意見があれば。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、(2)の図書館整備における研修会についてということで、大西次長。

○大西議会事務局次長 こちらのほうでございますが、図書館プロジェクト推進課より提案の申出がありまして、今年度国に依頼してございました地域情報化アドバイザーの派遣ということで、別紙のプロフィールをお渡ししております。岡本真様に決定しておりますということです。

つきましては、この地域情報化アドバイザーから図書館整備について様々な情報をお聞きする



機会を議会としていかがでしょうかという御案内がございました。お受けする場合は、1月の下旬で講師となる岡本様と日程調整させていただきたいということですので、こちらの申出をお受けするかどうかの御協議をお願いいたします。

○尾川委員長 何か御意見があれば。

○中西委員 予算はどうなるのでしょうか。

○大西議会事務局次長 この岡本様の派遣につきましては、無料ということだそうです。

○尾川委員長 休憩させていただきます。

午前10時36分 休憩

午前10時50分 再開

○尾川委員長 それでは、会議を再開いたします。

先ほどの図書館整備についての研修会について何か御質問があったらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

スケジュールについては1月か2月ぐらいの適当なときにということで。

次に、(3)の監査に関する研修会についてということで、土器委員、どうぞ。

○土器委員 私この6月から監査のほうへ行かせてもらったが、いろいろ勉強させてもらっている。逆に言うと、監査事務局のほうからいろいろ気をつけてくださいよと注意は受けていますが、その中で、まず同じ会派で事務局の方に来てもらって研修できたらなと思っていましたが、同じことなら議会の議員16人ですね、監査事務局の今こういう形の監査をやっているとかという形のものを勉強したらいいと思っています。私も行って初めて分かったわけですが、瀬戸内市と備前市は監査が一緒なわけですね、ただ備前市の監査委員が瀬戸内市の監査をしないわけです。逆に瀬戸内市の監査の人が備前市の監査をしない。ですから、それも含めて皆さんも、監査とはというのを一度研修してはどうかと思っておりますので、意見を出させてもらいました。

○尾川委員長 何か補足はないですか、事務局。

○石村議会事務局次長 議選の監査委員の業務とは何かというようなことについて、先ほど土器委員がおっしゃったとおりですけれど、備前市につきましては瀬戸内市と共同設置をしている、これは事務局を共同設置しているわけですが、そういった特異な事情もございまして、共同設置のメリットとかデメリット、そのあたりも含めて、監査委員の業務とは何かというあたりを、講師については監査事務局の職員になるとは思いますが、そういった御提案がありましたので、研修会をするということになりましたら日程を調整させていただきたいと思っております。

○尾川委員長 今説明があったように、講師は、誰を予定していますか。

○石村議会事務局次長 講師につきましては、監査委員事務局次長にお願いしたいと考えております。

○尾川委員長 分かりました。

これに関して何か質問ありましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

そういうことで進めさせていただきます。

次に、②全国伝統工芸品振興市議会協議会への加入についてということで提案があったわけが、誰が説明していただけますか。

**○守井議長** 資料を見てもらえたらと思いますが、令和4年11月1日付で、金沢市の市議会議長から、伝統工芸品振興市議会協議会の会長をされているそうですが、伝統工芸のまちの市町村に対してこの会に入りませんかという御案内ですけれども、今までに備前市は備前焼が伝統工芸になっているようですが、入っていないようです。それで、御加入はいかがですかと、備前焼の振興にもつながるし、いろんな情報が、伝統工芸士とはまた違うようですが、伝統工芸品の振興市議会に入ったらいいのではないかなという感じで思いました。そういうことで皆さん方に、今私が一応議長として受けておりますが、人が替わってまいりますので、皆さんに御協議いただいたらと思っております。

補足をちょっと事務局のほうから。

**○石村議会事務局長** 議長から補足をするようにということで、全国伝統工芸品振興市議会協議会について御説明をさせていただきます。

本日お配りしております御案内にもありますとおり、全国の市議会相互の緊密な連携と協力の下、伝統工芸品の需要の喚起と販路の拡大に寄与するための諸活動を行うことにより、その振興を図り、もって次世代へ継承、発展させることを目的として、令和元年11月6日に協議会が発足しております。現在の加入団体は、東北から九州までの47市区となっており、県内では撫川うちわを工芸品として岡山市議会が加入をされております。

協議会の役員につきましては、金沢市を会長市として、副会長市が2市、理事市が6市、あと相談役、監査役といった役職があるようでございます。

令和3年度中の主な活動としましては、新型コロナの影響と思われるので、主立った活動というのはないですが、オンラインによる総会のほか、関係省庁に要望書を送付する要望活動、協議会パンフレットの作成などを行っておられます。

備前市議会が加入するとすれば、工芸品は備前焼になろうかと思いますが、加入に当たりましては、負担金や会議への出席経費などが必要となります。負担金は例年2万円のようなのですが、昨年度はコロナ禍で活動を自粛されたことにより、新規加入は2万円、その他の団体は1万円だったようでございます。

総会は、来年の5月17日に東京で開催の予定と聞いております。

先ほど申しあげました役員をお受けしますと、理事会や要望活動などで年間4回程度の上京が増えることとなります。

**○尾川委員長** この全国伝統工芸品振興市議会協議会加盟について御意見ございましたらお願いします。

○土器委員 議会から役員になるというような形はあるわけですか。

○石村議会事務局長 これは市議会協議会でございますので、加盟団体は全て市議会と区議会ということで、現在47市区の市議会が加盟している中で、役職としては11市が役職を受けておられます。加盟して早々に役職に就くことはあまり考えられませんが、年1回の定期総会には出席の要請があるとは思いますが。

○土器委員 市議会から何名の方が出席するようになるのか。

○石村議会事務局長 出席は、議会を代表して議長のみでございます。随行が行けば参加は2名です。

○土器委員 私ちょっと1つ懸念しているのが、確かに今の制度の中だったら、議長が1人でいろんな役職を持って動かれているわけです。実際には議長中心に16人の議員がおるわけですから、やっぱりある程度の役職ですね、議長でなくてもできる役職は、ほかの議員がしたらいいのではなかろうかと思う。一番懸念しているのは、副議長はほとんど名前だけの副議長なわけですね。だから、副議長にもある程度役職を持っていくということが必要だと思う。例えば、執行部のほうは何百人の人がおっても、議会は議員16人と事務局の5人ですね。だから、これからは16人で備前市をよくするというような形に変わっていかないと生き残れないのではなかろうかと思うわけです。

○尾川委員長 ちょっと代わってくれる。

〔委員長交代〕

○尾川委員長 意見言わせてもらおう。会に入るのは幾らでも入ってもいいと思う。まず1つは、伝統工芸品といえば幅広いと思う。もう紙から漆から、焼き物でもいろいろ種類があると思う。やるのなら六古窯のほうでもうちょっと頑張って、執行部だけではなく議会のほうがどういう関わりを持っているのか。

それから費用的な問題が、年間1万円か2万円と、それから行けば10万円そこらかかると思うので、その辺の問題もあると思う。それより図書館の委員会なんかは全然ゼロなので、そういったほうへ予算を振り向ける、ちょっと話が違うけど、そんな感想があります。

〔委員長交代〕

○中西委員 推薦の言葉ですけど、ここの団体は何か自民党の組織なのですか。付け加えますと、自由民主党の伝統的工芸品産業振興議員連盟会長なわけですね。例えば、国会議員あるいは衆議院議員とか参議院議員の議員の中での議員連盟ではないです。それなら私は別に何ら問題はないですけど、自民党の推薦で出ていると。岡山県というのは伝統工芸に対して全く理解のない、備前焼ミュージアムなんかほとんど関心のない、備前市も働きかけをしていないのが僕は問題だとは思いますが。そういうところの県で、そういうところの選出の国会議員にはもっと頑張ってもらわないといけないと思うが、国会議員にもよく言わないといけないのではないのでしょうか。

○尾川委員長 いいですか。

○守井議長 入るか入らないかの相談をしていただいたら。

○中西委員 しかし、これは大きな問題で、国会の議員連盟が推薦するような団体であればいいですけど、自由民主党だけが推薦するような団体というのは、これはいかなものかという感じになってきますよ。これがないなら、まだいいですよ。

○尾川委員長 どうですか。

○守井議長 皆さん方で相談していただいて、私、いつまでもここへおるわけではないので、今まで入っていなかったのが、備前焼の振興とか考えてみたらどうなのかなという感じを持っていますので。

○中西委員 もう一つ、岡山県で言えば2つの県が指定している伝統工芸、もう一つは竹細工でしたよね、高梁市だったかな、竹細工も入ってないわけですよ。岡山県を代表するこの2つのところがいまだかつて入っていないというようなところで、どうでしょうね。

○尾川委員長 ほかに御意見は。

○石原委員 これまで出た意見でもありますが、委員長が先ほどおっしゃったような、あまりにもこれ対象が広い工芸分野でしょうし、まずは六古窯のほかの自治体議会がここへ入っておられるかどうかというのは分かりませんが、まずは六古窯のところで備前焼振興を取り組まれたら。ここでは、あまりにも範囲の広いところへ備前焼が議会として加わるのはちょっとどうかと、その効果とを考えるとですね、まずは六古窯としての市議会と連携を図ってというところでよろしいかとは思いますが。

○尾川委員長 ほかの方、御意見ありませんか。

○西上委員 日本遺産の備前焼ですから、伝統工芸の振興に議会が関わっていくというのはいいことだと思いますので、私はこの加入に賛成です。

○奥道副委員長 さっき加入、負担金2万円という金額が出ましたが、これはどこから出るわけですか。入ったとして負担はどこがするわけですか。

○石村議会事務局長 議会費で予算を取って支出することになります。

○尾川委員長 ほかに御意見ありませんか。

○奥道副委員長 総会は東京ですよ、これについての旅費も議会費から出すわけですか。

○石村議会事務局長 はい、全てここに係る経費は議会費と思っていただければ結構です。

○尾川委員長 いろいろ意見が出ましたが、今日結論を出すべきではないという判断をしました。継続的にもう少し状況調査して、中西委員の指摘する自由民主党、これ限定している、伝統的というか一つの組織かどうかというのもその辺も調べてもらい、また再度検討する機会を設けたいと思っております。そんなところでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、③の行事予定について事務局から説明をお願いします。

○青木議事係長 行事予定につきましては、レジュメに記載のとおりでございます。

11月22日に第5回定例会を審査いただく議会運営委員会を昼からになりますけれども、13時半から委員の皆様よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、11月30日、こちら備前市議会の定例会期中になります一般質問の通告の締切日になりますけれども、東備消防組合議会第4回臨時会が13時半から予定されておりますので、消防議員の方はよろしくお願ひいたします。

○尾川委員長 何かこの行事予定について御質問がありましたら。

○中西委員 京都府の八幡市議会の視察の目的は、お分かりになりましたら教えていただけませんかでしょうか。

○大西議会事務局次長 ヤングケアラーの事業推進についてが行政視察のテーマでございます。

○尾川委員長 ほかに御意見というか御質問、何かあれば。

○土器委員 視察に来られているわけですけど、見学というか傍聴ができればいいと思ひます。直接見ることができないのであればテレビでもいいから見えたらいい。どういうことで来て、どういったことを質問されているのかという。視察に来られるでしょう。そのときにいろいろやり取りがありますね、聞きようたら、私は、勉強になると思ひます。中へ入るのはなかなか難しいのであれば、テレビでそれを見させてもらえたらいいのではないかなと思ひます。

○尾川委員長 そのあたり事務局、御意見ありますか。

○石村議会事務局次長 御視察については先方のあることですので、こちらで、どうぞ、うちの議員に入ってくださいというわけにはいかないと思ひます。それから、説明員の説明の都合もあると思ひますので、これについては例年どおりでお願いしたいと思ひます。

○尾川委員長 よろしいですか。

○土器委員 はい。

○中西委員 でも、せっかくですから、どういう目的で来たのかというテーマぐらいは議運で教えていただければ、大変参考になります。ヤングケアラーで来るというのは、恐らく全国的には条例はそんなにたくさんないので、備前市に来ていると思ひます。いろんな問題意識も分かれますので、ぜひテーマを教えていただけたらありがたいです。

○石村議会事務局次長 テーマをお知らせすることは何ら問題ございませんので、視察をお受けした際には何らかの形でお伝えしたいと思ひます。

○尾川委員長 ちょっと意見を言わせてもらおうと、対応が事務局と議長だけ。土器委員の言うのとちょっと違うけど、担当委員長が、例えば、今の話なら厚生文教委員長が出席するとかということはやっているところもあるので、その辺もまた検討してください。傍聴と臨席とは違うと思ひますので、ちょっと検討してみてください。

ほかにございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

その他で事務局から何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議会報告会について、その後どういうふうな取扱い、事務局、どの辺の認識しているのかな、今、説明できたらちょっと。

○青木議事係長 議会報告会につきましては、全体でやるのではなく、委員会単位で意見交換等をやるということを前回でしたかお決めいただいたと、私は認識しております。

○尾川委員長 何か委員の方で、そういう結論で共通認識しているはずですが、ちょっと総務産業委員会はその辺がまだきちんと明確にされていないですけど。

何か御意見ありませんか、委員から。

○中西委員 厚生文教委員会のほうは、委員長から今日の議運の中でお話がありました。あと総務産業のほうで時間も迫ってきていますので、また御検討いただくということをお願いをしておいたらいかがでしょう。

○尾川委員長 事務局からも少しその辺、ねじ巻いてください。よろしく。

備前市議会だからある程度足並みをそろえて、突出するのではなく、ある程度引っ張ってってもらわないといけないと思うので。

ほかに何か御意見等ありましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

私ちょっと気になっているのが、この間、決算委員会で執行部の入替えの問題で、どうも私は何かストレスがたまっているわけですけど、どういうふうにしたらいいのかというのを、とにかくコロナで説明員が、もうちょっと仕分が細分化しなければいけないのか、それができるかどうかというようなことがあるわけですけど、その辺もまたあれば、すぐすぐではないですけど、すぐに忘れてしまいますので、今回の予算決算審査委員会の運営について何か御意見があったら、また次回の、22日ですか、時間があればそのときに御意見をいただければ幸いです。

ほかにはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもちまして今日の議会運営委員会を閉会させていただきます。

御苦労さまでした。

午前11時14分 閉会